

## 学校（園）における合理的配慮等の具体例

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領に係る留意事項に加えて、学校（園）における不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例は、以下のとおりである。

### 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

障がいのみを理由として、以下の取扱いを行うこと。

- (1) 入学（園）、授業、学校行事等の参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付す。
- (2) 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりする。

### 2 不当な差別的取扱いに当たらない具体例

- (1) 合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、本人・保護者に障がいの状況等を確認する。
- (2) 障がいのある児童生徒等のため、特別支援学級において、特別の教育課程を編成する。

### 3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例

#### ① 教育内容・方法

##### ①-1 教育内容

- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
  - ・こだわりが強く、変化への対応が困難
    - 1時間の予定を伝え、見通しが持てるようにする。
  - ・短期記憶が苦手（黒板を写すことが困難等）
    - 同じ様式に手本を書いたもの等を渡す。

##### ①-1-2 学習内容の変更・調整

- ・病気により体育祭の全員リレーに参加が困難
  - 実施可能なことを生かして、ルールを変更する。

##### ①-2 教育方法

##### ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- ・言葉だけを聞いて理解することが困難
  - 検診，遠足など手順や行程を写真や絵で示す。
- ・弱視により小さい文字の読取が困難
  - 拡大教科書の給与とともに，プリントも文字を大きくして作成する。

### ①-2-2 学習機会や体験の確保

- ・治療のために入院し，欠席する期間が生じる場合
  - 学習プリントを届けたり，体調に応じて補習を行ったりする。

### ①-2-3 心理面・健康面の配慮

- ・気持ちの切り替えが苦手
  - クールダウンのための別室を確保する。

## **② 支援体制**

### ②-1 専門性のある指導体制の整備

- ・教育課程の編成に当たり，児童生徒の見取りが困難
  - 子ども家庭支援課，特別支援学校等と連携し，専門的知見から助言を得る。
- ・特別支援学級在籍児童生徒に対する教職員の理解が十分ではない場合
  - 教職員の専門性の向上に向けた研修会等の充実を図る。

### ②-2 幼児児童生徒，教職員，保護者，地域の理解啓発を図るための配慮

- ・障がいのある幼児児童生徒および保護者との合意形成が困難
  - 教育的ニーズ把握のための相談体制の充実を図る。
- ・幼児児童生徒同士の相互理解が困難
  - 日常的な交流学習の充実を図る。

### ②-3 災害時の支援体制の整備

- ・難聴により，放送等の緊急情報を聞くことが困難
  - 手書きボード等を用いて，誘導を図る。

## **③ 施設・設備**

### ③-1 校内環境のバリアフリー化

- ・聴覚過敏
  - 雑音軽減のため，机・椅子の脚に緩衝材（テニスボール）をつける。
- ・車椅子・バギー使用や装具等を装着
  - 移動に伴う安全確保のため，教室を1階に配置する。

③-2 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

- ・ 車椅子等を使用
  - 車椅子に座ったまま使用できる学習機を準備する。  
施設・設備のバリアフリー化を促進する。

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

- ・ 車椅子等を使用
  - 施設・設備のバリアフリー化を促進する。